平成２９年（フ）第５６号
宮城県大崎市三本木蟻ケ袋字混内山11番地７
債務者　平良　千秋（旧姓真手）
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第２６号
新潟県三条市本町２丁目11番１号
債務者　堀　みゆき
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２９年（フ）第８５号
兵庫県宝塚市山本野里１丁目６番６―203号、従前の住所兵庫県川西市加茂２丁目４番９号103
債務者　鶴田あかね
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第１０７号
兵庫県伊丹市奥畑１丁目103番地　ドミール松ケ丘101号
債務者　小田　昌幸
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第１７号
広島県呉市音戸町渡子１丁目５番36号　グリーンハイム103
債務者　吉村恵美子
1　決定年月日時　平成29年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２９年（フ）第４０号
広島県呉市広中迫町５番13号　201号室
債務者　間宮　達夫
1　決定年月日時　平成29年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２９年（フ）第２０１号
熊本市中央区京町１丁目４番14号　佐々木コーポ203
債務者　原明　和美（旧姓近藤）
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１１６号
（前住所）宮崎市千草町11番３号　ｕｔｓｕｗａ03―405号
債務者　植竹祐一郎
1　決定年月日時　平成29年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１３８号
大分市大字三芳417番地の２（コーポ花月101）
債務者　松尾　正孝
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２０号
北海道標津郡中標津町西町５丁目４番地２　ホワイトハイツ201
債務者　村上　　豊
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
釧路地方裁判所根室支部

平成２９年（フ）第１２２号
奈良市帝塚山１丁目29番23号
債務者　松久　美和
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１４２号
奈良市恋の窪１丁目18番18号　ハートランド奈良306号
債務者　中村　幸子
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第４８７号
名古屋市中川区澄池町５番５号（ジュネス楓105号）
債務者　松本　　廣
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７号
静岡県御前崎市池新田2824番地の２
債務者　奥柿三保子
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２９年（フ）第１８号
静岡県周智郡森町中川860番地の１
債務者　内山　智晴
1　決定年月日時　平成29年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２９年（フ）第７６号
神奈川県横須賀市池田町５丁目８番31号　エクリスカーナよこすか301
債務者　小椋　浩行
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第８９号
神奈川県横須賀市大津町５丁目22番40号　グリーンハイツⅡ103
債務者　佐竹　達也
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
横浜地方裁判所横須賀支部